

第 2 編

平 素 か ら の 備 え

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1項 市町村等における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、村の組織及び体制、職員の配置及び服務基準等については、次のとおりである。

第1節 村の各部における平素の業務

村の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、村国民保護対策本部組織の分掌事務に従い、平素からその準備に係る業務を行う。

第2節 村職員の参集基準等

1 職員の迅速な確保

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制をとる。

2 24時間即応体制

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに村長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制を含む。）を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

3 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制をとるとともに、その参集基準を定める。

【職員の参集基準】

体 制	参 集 基 準	参 集 人 員
連絡配備体制 ↓ 危機管理連絡 会議開催	武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	・村長，助役，収入役， ・教育長，部長， ・企画財政課長 ・人事課長 ・自治推進課長 ・原子力対策課長 ・原子力対策課員

危機管理対策本部体制	情報収集等により危機管理対策本部等の設置を行う必要があるとき。 村内において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるときで、かつ、村国民保護対策本部の設置について国から指定の通知がないとき。	・危機管理対策本部員 ・危機管理対策本部構成員 ・全職員
国民保護対策本部体制（緊急対処事態対策本部体制）	村国民保護対策本部（緊急対処事対策本部）の設置について国の指定の通知を受けたとき。	

4 職員の配備体制の決定

(1) 連絡配備体制

武力攻撃災害の通報又は通知に基づき、村長が決定する。

(2) 危機管理対策本部体制

大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合、迅速に村長が決定する。

(3) 国民保護対策本部体制（緊急対処事態対策本部体制）

大規模テロや武力攻撃事態等が発生し、村国民保護対策本部の設置について国の指定があった場合、迅速に村長が決定する。

5 職員への連絡手段の確保

(1) 勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により関係する職員に参集の連絡をする。

(2) 勤務時間外における連絡

村国民保護対策本部員及び構成員は、各部課の緊急時連絡網等を活用して連絡する。

6 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等を想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じて職員の参集手段を確保する。

なお、国民保護対策本部長、副本部長及び対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【国民保護対策本部長，副本部長及び対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第 1 次）	代替職員（第 2 次）
村長	助役	収入役 教育長
企画総務部長	企画財政課長	総務課長
福祉部長	社会福祉課長	高齢福祉課長
経済環境部長	経済課長	環境政策課長
建設水道部長	建設課長	都市計画課長
政策審議室長	室長補佐	室員
消防長	消防課長	予防課長
教育次長	学校教育課長	社会教育課長
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局係長

7 職員の服務基準

- (1) 武力攻撃事態等が発生したときには，配備についていないときも，常に情報の把握に努め，村国民保護対策本部の指示に注意する。
- (2) 行事，会議，出張は原則的に中止する。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても，所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (4) 勤務場所を離れる場合には，所属長と連絡をとり，常に所在を明らかにする。
- (5) 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないように，細心の注意を払う。
- (6) 職員は，参集途中に周囲の被害状況を確認し，所属長に報告する。

第 3 節 消防機関の体制

1 消防本部における体制

消防本部は，村における参集基準等と同様に，消防本部，消防署における初動体制を整備するとともに，職員の参集基準を定める。その際，村は，消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ，特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り，一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

村は，避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ，県と連携し，地域住民の消防団への参加促進，消防団に係る広報活動，全国の先進事例の情報提供，施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い，消防団の充実・活性化を図る。

また，村は，県と連携し，消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに，国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに，村は，消防本部における参集基準等を参考に，消防団員の参集基準を定める。

第 4 節 国民の権利及び利益の救済に係る手続等

1 国民の権利及び利益の迅速な救済（法第 159 条ほか）

村は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利及び利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民の権利及び利益の救済のため迅速に対応する。

【住民の権利及び利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償(法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 ・ 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 ・ 3 項, 80 条第 1 項, 115 条第 1 項, 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条, 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条, 175 条)	

2 住民の権利及び利益に関する文書の保存

村は、住民の権利及び利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民の権利及び利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行なう。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 項 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

第 1 節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

村は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場

を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、村国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

第2節 県との連携

1 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名，所在地，電話（FAX）番号，メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3節 近接市との連携

1 近接市との連携

村は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

第4節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第5節 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

村は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携を図れるようにする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の整備の促進を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

1 非常通信体制の整備（基第4章第4節2）

村は、国民保護措置の実施に関し、防災無線など非常通信体制、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 村における通信の確保

村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の維持・管理、デジタル化の推進など、通信体制の確保に努めるものとする。

第4項 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を、次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備（基第4章第4節1）

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

2 体制の整備に当たっての留意事項（基第4章第4節1）

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 関係機関における情報の共有（基第4章第4節1）

村は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

第2節 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の周知を図るため事前説明を行う。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

2 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等における警報の内容の迅速な伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

3 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

4 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

5 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

6 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条第2項、基第4章第2節6）

1 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

2 収集・報告すべき情報

(1) 避難住民（負傷した住民も同様）

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 居所

ク 負傷又は疾病の状況

ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 死亡した住民

（上記ア～カに加えて）

コ 死亡の日時、場所及び状況

サ 死体の所在

3 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

4 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第4節 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備（法126条第1項、第127条第2項、基第4章第4節1）

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）																																																	
平成 年 月 日 時 分 東 海 村																																																	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1)発生日時 平成 年 月 日 (2)発生場所 東海村 丁目 番 号 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th colspan="2" rowspan="2">半壊</th> </tr> <tr> <th>重傷</th><th>軽傷</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(人)</td><td>(人)</td> <td>(人)</td><td>(人)</td> <td>(棟)</td><td>(棟)</td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊		重傷	軽傷		(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																									
市町村名		人的被害				住家被害					その他																																						
		死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊																																										
	重傷			軽傷																																													
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																											
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> <th style="width: 50%;">概 況</th> </tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																												
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																													

2 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5項 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村は、

研修及び訓練を次のとおり行う。

第1節 研修

1 村職員に対する研修

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国の研修機関の研修課程、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

3 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 村における訓練の実施（法第42条第1項）

村は、近隣市町、県、国等関係機関と連携するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存の知見を活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 村国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村国民保護対策本部設置運営訓練
- (2) 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当

たり，特に高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- (3) 訓練実施時は，第三者の参加を求め，客観的な評価を行うとともに，参加者等から意見を聴取するなど，教訓や課題を明らかにし，国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ，訓練の普及啓発に資するよう努め，訓練の開催時期，場所等は，住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 村は，学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し，警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 村は，道路管理者等関係機関と連携し必要に応じ，避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

村は、国の対策本部長から県をとおして避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、住民に対し避難指示の伝達を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する。このため、避難及び救援に関する平素からの備えを、次のとおり行う。

第1節 避難に関する基本的事項（基第4章第1節）

1 基礎的資料の準備

村は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【村国民保護対策本部において集約・整理する基礎的資料】

- ・住宅地図（人口分布、世帯数）
- ・村内の道路地図
- ・輸送事業者、公共交通機関の輸送力データ（保有車両台数等）
- ・避難施設リスト（避難住民の収容能力等）
- ・備蓄物質、調達可能物質のリスト（備蓄物質の所在地、数量、民間事業者リスト）
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先（代表者の緊急時の連絡先）
- ・消防機関の連絡先（県、近隣消防本部の連絡先）

2 隣接する市町村との連携の確保

村は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行う。

また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な対応を行う。

4 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難マニュアルのパターン作成

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考

に、地域の実情に応じて複数の避難マニュアルのパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の避難方法等について配慮するものとする。

第3節 救援に関する基本的事項（法第76条，78条，85条，基第4章第2節）

1 基礎的資料の準備

村は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【村国民保護対策本部において集約する基礎的資料】

- ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・小中高等学校、各種学校等のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

2 県との調整

村は、県から救援の実施に関する事務の一部を村が行うこととされた場合や、村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村が行う救援の活動の内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整する。

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基第4章第4節）

村は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力の把握

村は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や関東運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し情報を共有する。

【把握する輸送力に関する情報】

- ・保有車輛等(鉄道，定期・路線バスなど)の数，定員
- ・本社及び支社の所在地，連絡先，連絡方法など
- ・道路（路線名，起点・終点，車線数，管理者の連絡先など）
- ・鉄道（路線名，終起点駅名，路線図，管理者の連絡先など）
- ・港湾（港湾名，係留施設数，管理者の連絡先など）

2 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路を把握する。

第5節 避難施設の指定への協力

村は，県が行う避難施設の指定に際しては，必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は，県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により，県と共有するとともに，県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握

1 生活関連等施設の把握

村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類
第27条	1号	発電所，変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池
	4号	鉄道施設，軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設，係留施設
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇物（薬事法）
	9号	電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤，毒素
	11号	毒性物質

2 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設，公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄，整備

村が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。

第1節 村における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，村としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県との連携

村は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

第2節 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備・点検

村は，国民保護措置の実施も念頭におきながら，その管理する施設及び設備について，整備し又は点検する。

2 ライフライン施設等の代替性の確保

村は，その管理する上下水道等のライフライン施設等について，自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

村は，武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため，地籍調査の成

果，不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について，既存のデータ等を活用しつつ整備し，その適切な保存を図り，及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限に食い止めるには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を、次のとおり行う。

第1節 国民保護措置に関する啓発（法第43条、基第1章）

1 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語等を用いた広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

3 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

更に、村は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。